

異議申立書

2006年4月22日

西宮市議会議長殿

異議申立人

行政不服審査法に基づき下記の通り異議申立をする。

記

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

西宮市 折口晴夫 55歳

2 異議申立に係る処分

2006年3月1日付西議発第320号文書による公文書部分公開の処分

3 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

2006年3月1日

4 異議申立の趣旨

「2に記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5 異議申立の理由

(1)本件処分は、市議会政務調査費の公布に関する条例及び同規則の解釈適用を誤ったものであり、全部公開すべきものである。

(2)本件「決定通知書」記載の「公文書としては存在しません」とされた文書は、公文書とすべき文書であり、公文書公開の対象である。

(3)条例第5条(使途基準)で、政務調査費は「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない」とされている。しかし、その適否を判断すべき資料としては、各会派に収支報告書の提出と、議長に当該文書の5年間の保存を義務づけているのみである。これを補足するものとして、規則第8条(会計帳簿等の整理保存)で本件異議申立の対象となっている文書の5年間の保存を、各会派経理責任者に義務付けている。

かかる規程において、政務調査費が”必要な経費として支出”されたのか否かをいかにして判断するのか。当然にもそれは、収支報告書と会計帳簿、証拠書類等を一体のものとして扱うことによつてである。規則第8条の規程を設けてこれを非公開の根拠とすることは、故意に政務調査費支出の適否の判断を妨げ、地方自治の本旨にそむくものであり、また公序良俗に反するものである。

以上に述べたように、本件異議申立の対象となっている文書を”公文書でないので公開の対象ではない”とする決定は誤りである。

6 処分庁の教示の有無および内容

「この決定(公開決定又は決定期間を延長する場合を除く。)に対して不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規程により、この決定を知った翌日から起算して60日以内に、西宮市議会議長に対して異議申立をすることができます。」との教示があった。

以上

異議申立に係る意見書

2007年2月8日・折口晴夫

政務調査費の情報公開が領収書の全面公開という方向性で進んでいることは、もはや否定しがたい事実である。それは、公人による公費の支出の正当性が単に当事者の“自主的判断”によってはもはや正当化され得なくなり、誰の目にも、とりわけ市民の常識に照らしてそれらの支出の正当性が承認されることが求められるようになったことを示している。

こうした時代的背景を見ることなく、干からびた過去の片々たる規定を持ちだし、特権にあぐらをかいて恥じない姿勢には呆れるばかりである。すでに領収書等が公開されている議会にあって、政務調査費支出の惨憺たる事実が明らかになっている。これを前例に、ひたすら情報隠しに走るなら、いずれ市民の指弾を受けるだろう。

1. 補助金等の取扱いに関する規則によると、交付の内容・条件に従うこと、他の用途に使用してはならないこと、これに反した場合、市長は決定の取り消し・補助金の返還を命じなければならぬとされている。そして、補助金支出が適正に行われたことを証明するものとして、補助事業者等には実績報告や帳簿等の整備・保管が義務づけられている。従って、補助金支出に疑義があればこれら書類が審査に付される、即ち公開されることが予定されていなければならない。そうしないで、補助金支出の正当性はなにによって担保されるのであろうか。

政務調査費の交付に関する条例第6条には、政務調査費の交付を受けた会派は経理責任者を置くことが規定されている。この規定によって、会派経理責任者はその限りにおいて「実施機関の職員」と見なされるべきものであり、従って、経理責任者が保管している書類は公文書であり、情報公開の対象となるものである。

政務調査費の交付に関する規則第8条は会派経理責任者に会計帳簿を調整し、証拠書類を整理し、これらを5年間保管することを義務づけている。この規定は政務調査費支出の正当性を担保するためのものであり、「調査研究に資するため」ではない支出、使途基準に合致しない支出があった場合、市長はその返還を求めなければならないし、そうした判断のための資料を作成・保管する任務を会派経理責任者は負っているのである。

2. 市議会議長は、政務調査費支出について「会派あるいは当該会派に所属する議員の自主的な判断を最大限尊重することが求められています」「議会及び議会を構成する議員は市長から不当な支配・干渉を受けることなく独立して活動することが保証されなければなりません」と言う。しかし、何故これが直ちに領収書等の公開を拒むことに繋がるのか、不可解と言うほかない。

また、こうした広範な“自主性”を主張するなら、その主張にふさわしい高い倫理性が示されなければならないのだが、事実は必ずしもそうではない。近くにあっては、タクシー券をめぐる疑惑が新聞報道を賑わしているように、議員に対する市民の目は甘くはないのである。費用弁償や視察旅行に対しても、その公費支出に対する批判が止むことがない。

政務調査費支出についても、市議補選の宣伝に流用された疑いがあるとの住民監査請求を私たち市民オンブズ西宮が行った。この結末は、監査委員が問題の領収書等の閲覧を試みようとしなかったことで、闇のなかに葬り去られてしまった。こうした事態は監査委員の権威を傷つけたばかりではなく、当該会派に対する市民の疑惑を一層深めるものとなっている。

さらに、私たちが昨年12月議会に提出した陳情の審議過程において、保守系の議員が総務常委員会のなかで、政務調査費支出について「領収書があるものもあるし、ないものもある」との発言を行っている。

以上のように、政務調査費支出の会計帳簿及び証拠書類等をことさらに公文書ではないと主張するのは、支出の実態を知られたくない、あるいは領収書をそろえることができないからであり、いかなる意味でも正当化されないものである。